

3. 受益者負担金の額

地積に関係なく **1戸あたり16万円**

※その土地に一度限り
賦課されるものです。

4. 受益者負担金の納付方法

「分割納付」か「一括納付」があり、納入通知書または口座振替により納めていただきます。

分割納付の場合 3年分割（年4期）の12回に分けて納めていただきます。

年度	納期	第1期	第2期	第3期	第4期	計
		7月	9月	11月	1月	
1年目		13,700	13,300	13,300	13,300	53,600
2年目		13,300	13,300	13,300	13,300	53,200
3年目		13,300	13,300	13,300	13,300	53,200
					合計	160,000

(単位：円)

一括納付の場合 初年度の第1期に全額を一括納付する場合は、一括納付報奨金額（1万円）を差し引いた金額を納めていただきます。

$$\begin{array}{rcccl} 160,000\text{円} & - & 10,000\text{円} & = & \mathbf{150,000\text{円}} \\ \text{(受益者負担金)} & & \text{(一括納付報奨金)} & & \text{(実際に納める額)} \end{array}$$

※一括納付の納期限（原則：初年度の第1期）を過ぎた場合、または受益者負担金納付義務者の方が町税等を滞納している場合は、一括納付報奨金制度は適用されませんので、納める額は16万円となります。ご注意ください。

5. 受益者負担金の減免と徴収猶予

受益者負担金の減免対象

- ・学校及び各種学校の用地に係る受益者
- ・墓地、境内地に係る受益者
- ・警察・消防施設等の敷地に係る受益者
- ・生活保護受給者
- ・その他減免をする必要があると認められる土地に係る受益者

※上記以外にも減免対象となる場合がありますので、詳しくは下水道課までお問い合わせください。

下水道事業受益者負担金減免申請書をご提出ください。

受益者負担金の徴収猶予

- ・係争地にかかる受益者
- ・災害等により負担金の納付が困難であると認められる受益者
- ・その他徴収猶予の必要があると認められる受益者

下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書をご提出ください。